

三重県企業庁の発注する工事に係る最低制限価格の運用について

消費税 10%適用案件は、_の箇所を 1.10 に読み替える。

平成31年6月

最低制限価格は地方自治法で設定することができることとなっている。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、**最低制限価格は予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（P）』とする。**

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、 $P/1.08$ 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/ 1.08 の7/10を下回る場合は、7/10以上となるように $P/1.08$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

工事に伴い最低限必要な費用 = P

【工事区分】

1 一般土木工事等（水道・工業用水道事業及び電気事業）

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$$

※ 一般土木工事等とは土木一式工事、舗装工事、塗装工事等、下記2～6を除く工事をいう。

2 水管橋製作及び架設工事

$$P = \{ \text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$$

3 建築工事

【一般】 $P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$

【解体工事】 $P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$

※ 建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずること。

4 機械設備、電気設備、通信設備工事

(1) 水道事業及び工業用水道事業

$$P = \{ \text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$$

(2) 電気事業

$$P = \{ (\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$$

※ 機器費には購入機器費を含むこと。

5 機械設備、電気設備、通信設備点検業務

(1) 機械設備点検（県土整備部積算基準（機械編）第1～19章積算体系適用工事）

$$P = \{ (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$$

(2) 機械設備点検（県土整備部積算基準（機械編）第20章積算体系適用工事）

$$P = \{ (\text{材料費} + \text{直接経費} + \text{直接労務費} + \text{塗装費}) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{点検整備間接費} + \text{技術調査費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$$

(3) 電気設備、通信設備点検

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$$

(注) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

6 消防用設備点検業務

$$P = (\text{直接業務費} \times 0.97 + \text{業務管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$$

※ 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※ 工事等に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含まれるものとします。

「P算定式の直接工事費」 = 「設計内訳表の直接工事費計」 + 「スクラップ評価額」

この運用基準は平成 21 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 21 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 22 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 22 年 10 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 23 年 2 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 23 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 25 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 26 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 27 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 28 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 29 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 29 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
この運用基準は平成 31 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。